

未成年者の後見届

未成年者について親権を行う人がいないとき、または親権者が管理権を有しないときに、後見が開始されます。後見は、未成年者の身上および財産上の保護を目的とする制度であり、家庭裁判所に請求することによって、未成年後見人を選任することができます。後見が開始したときは、その旨を届出なければなりません。

また、未成年者の後見人等が死亡したとき又は欠格事由該当によりその地位を失ったときも、その旨を届出なければなりません。

根拠法令	戸籍法第81条・第82条、第84条・第85条
届出期間	未成年後見人就職等の日から10日以内
届出地	未成年者、後見人の本籍地または後見人の所在地
届出人	後見人、未成年者・親族・未成年後見監督人(未成年後見人等の地位喪失届)
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：未成年後見届、未成年後見人等の地位喪失届の記入例は下記をご覧ください・未成年後見開始届：後見人選任の審判書の謄本又は遺言の謄本・未成年後見終了届：後見人終了の判決書又は許可書の謄本・未成年後見人等の地位喪失届：地位喪失の判決書謄本・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき・印鑑：届出人のもの
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・未成年後見開始届、未成年後見終了届、未成年後見人等の地位喪失届は、平成24年4月1日以降の様式です。・未成年後見監督人の手続き等は、未成年後見人に準じます。
関連の届出	
教示	未成年者後見届等の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

未成年者の 後見届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

(よみかた) 氏 名 生 年 月 日	後見を受ける人		後見(後見監督)をする人	
			<input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人	
	しょうわ 氏 名 庄和	じろう 名 二郎	かすかべ 氏 名 粕壁	たろう 名 太郎
	平成16年 8月15日		昭和40年 8月10日	
住 所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央6丁目2番地 (方書・マンション名)		埼玉県春日部市中央6丁目2番地 (方書・マンション名)	
本 籍	埼玉県春日部市金崎839丁目1番地 筆頭者の氏名 庄和 京子		埼玉県春日部市中央6丁目2番地 筆頭者の氏名 粕壁 太郎	
届出事件の 種別・原因	開始 (就職)	<input checked="" type="checkbox"/> 親権を行う人がいない <input type="checkbox"/> 親権を行う人に管理権がない <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人が就職した		開始 平成23年10月30日
	終了	<input type="checkbox"/> 未成年被後見人が成年に達した <input type="checkbox"/> 親権者が親権(管理権)を回復した <input type="checkbox"/> 未成年被後見人が親権に服することになった <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人の任務が終了した		終了 年 月 日
そ の 他				
届 出 人 署 名 押 印	粕壁 太郎			印

※持参するもの 未成年後見開始届は後見人選任の審判書の謄本又は遺言の謄本、未成年後見終了届は後見人終了の判決書又は許可書の謄本、印鑑
 ※本籍地以外に届出をする場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先	電話 048-736-1111 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅・携帯・勤務先・呼出
-----	---

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

未成
後見人等
地位喪失の届

平成23年12月25日届出
※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 第 年 月 日号	発送 平成 年 月 日				
受付 平成 第 年 月 日号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査			

(よみかた) 氏名 生年月日	後見を受ける人		地位を喪失する人	
	かすかべ いちろう		しょうわ たろう	
	氏名 春日部	名 一郎	氏名 庄和	名 太郎
	昭和・平成 6年 9月 11日		昭和・平成 36年 5月 6日	
住所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市金崎 839		埼玉県春日部市中央 6	
	丁目 番地 1号		丁目 2番地 号	
	(方書・マンション名) タウンハイツ101		(方書・マンション名) ハイマート202	
	世帯主の氏名 春日部 一郎		世帯主の氏名 庄和 太郎	
本籍 〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	埼玉県春日部市金崎 839		埼玉県春日部市粕壁東 3	
	番地 番 ①		丁目 2番地 番 ②	
	筆頭者の氏名 春日部 京子		筆頭者の氏名 庄和 太郎	
地位喪失の原因	<input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (後見人の変更)			
地位喪失の年月日	昭和・平成 23年 12月 20日			
その他				
届出人	<input type="checkbox"/> 後任者 <input type="checkbox"/> 他の未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の親族 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人			
	住所	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2番地 (方書・マンション名) ハイマート202		
	本籍	埼玉県春日部市粕壁東 3 丁目 2番地 筆頭者の氏名 庄和 太郎		
	署名	庄和 太郎 印 昭和 36年 5月 6日生		

※持参するもの 印鑑
 ※届出先が本籍地でない場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。
 ※判決書謄本を添付してください。

連絡先	電話・携帯 048-736-1111
	自宅・勤務先・呼出 方